

令和2年度「雁晴れ活動補助金」事業 募集案内

(新潟市福島潟自然文化活動事業補助金制度)

■制度の趣旨

福島潟は新潟市のシンボルであり、日本、世界の財産です。私たちには、この財産を後世に伝え、残す責務があります。それには、福島潟の自然保護と文化の振興を図る「自然文化活動」が不可欠です。

この新潟市福島潟自然文化活動事業補助金（通称「雁晴れ活動補助金」）は、自然文化活動推進にご賛同いただいた方々から寄せられた「新潟市福島潟自然文化基金」を原資に、自然文化活動事業を行う個人または団体に対し補助金を交付する制度です。

■補助対象事業

福島潟に関わる、次の事業を対象とします。

- (1) 自然文化の調査研究 【例】潟の植物図鑑の作成、絶滅危惧種の保護の研究等
 - (2) 自然文化のイベント 【例】潟で採れた素材を活用したものづくり教室の開催等
 - (3) 自然文化の活動等 【例】潟に生息する外来種の駆除、希少種の植栽等
- 交付決定以降に実施され、令和3年3月31日までに完了する事業であることが条件です。他の補助金等の交付を受けている事業は対象になりません。

■補助金の額等

- (1) 補助金の予算総額は、予算の範囲内とします。
- (2) 補助対象額は、対象外経費を除いた事業費の50%までですが、審査後減額になることもあります。
- (3) 補助金の交付は千円単位となります。
- (4) 予算の範囲内であれば、1者が何件でも応募可能です。

■補助事業者および補助事業の内容の公表

申請があったものについては、補助事業者および補助事業の内容について、ホームページ等で公表します。

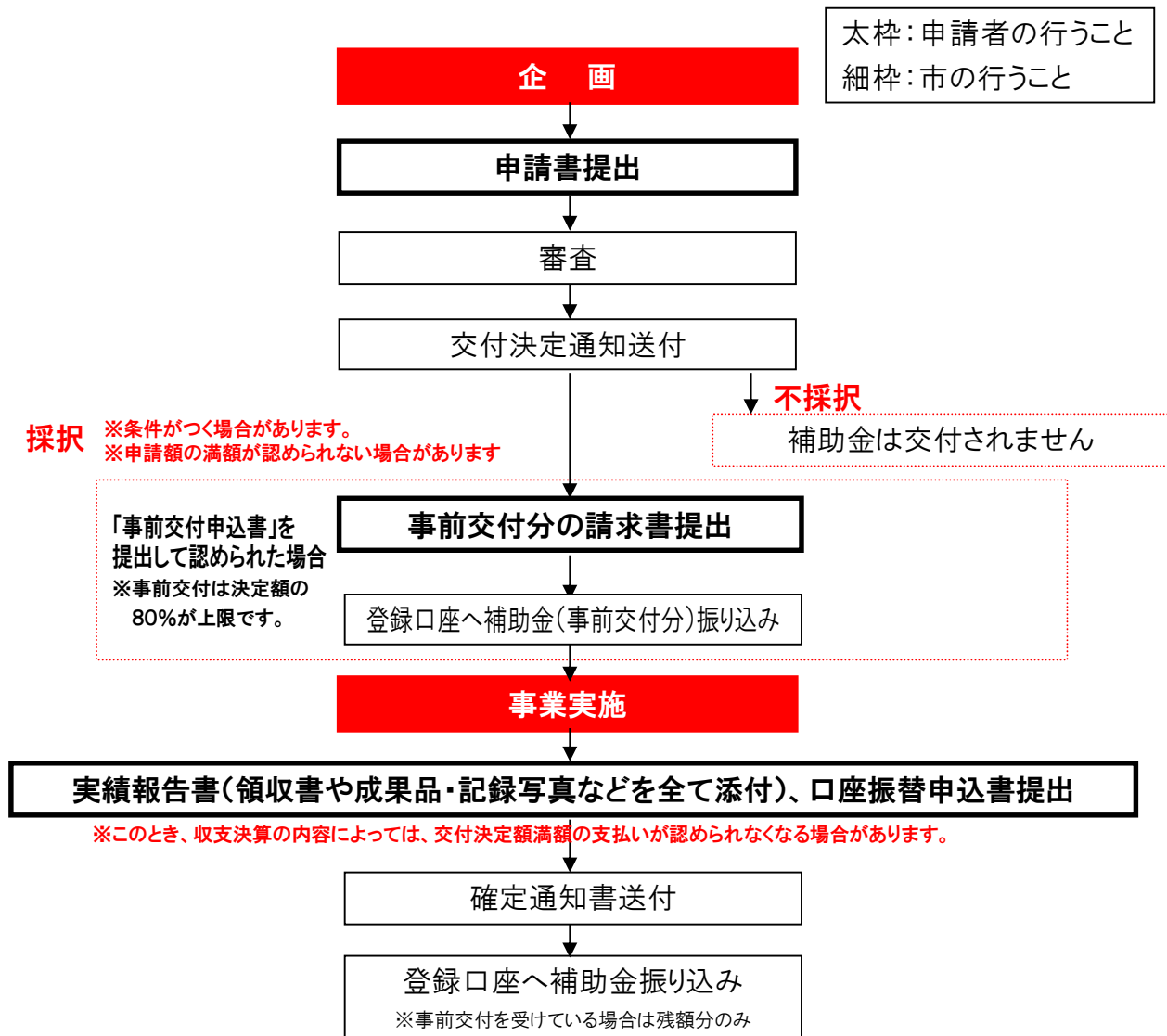
■根拠法令

- ・新潟市補助金交付規則
- ・新潟市福島潟自然文化基金条例
- ・新潟市福島潟自然文化活動事業補助金交付要綱

■事業を計画する上での注意事項

- ・申請者及びその関係者等の飲食を主たる目的とする飲食費等は補助対象となりません。
- ・備品購入費は、原則として対象になりません。レンタルやリースの利用を前提としてください。
(補助対象にならない購入品の例：パソコン、カメラ、机、テントなど)
- ・領収書は全て保管し、事業終了時に実績報告書とともに提出してください。(領収書は写しでも可)
- ・原則、事業が終了し実績報告が終了してから、補助金を支払います。
※例外として、事前交付申込みをし、認められた場合は申請額の80%まで事前交付が可能です。
- ・申請内容と明らかに異なる事業を実施した場合は、補助金の支払いはいたしません。

■ 応募から事業完了、補助金交付までの流れ



■ 応募方法

以下の書類を下記担当に提出してください（郵送可）。記載内容について、記載漏れや間違いがないよう、事前相談することもできます。

申請後、応募内容について電話で照会したり、さらに詳しい書類の提出を求めたりする場合があります。また、応募書類は返却しないとともに、応募にかかる費用は全額申請者負担となりますのであらかじめご了承ください。

★ 申請時に必要な書類

- ① 福島潟自然文化活動事業補助金交付申請書（要押印）
- ② 補助事業の申請者についての説明資料
- ③ 補助事業の実施計画書
- ④ 補助事業の収支予算書
- ⑤ その他参考資料（必要経費の見積書の写し、団体であれば団体概要や会員名簿等）

担当

〒950-3393 新潟市北区葛塚3197番地
 新潟市北区産業振興課文化・スポーツ係
 TEL：025-387-1195
 FAX：025-384-6712